

善通寺市新図書館建設基本計画（案）

平成30年8月

善通寺市

目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	新図書館の基本的な考え方・・・・・・・・	2
第3章	新図書館に求められる機能とサービス・・・・・・・・	3
第4章	新図書館施設整備計画・・・・・・・・	7
第5章	管理運営計画・・・・・・・・	9
第6章	事業スケジュール・・・・・・・・	14

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化、国際化や情報化の進展等、図書館を取り巻く環境はかつてないスピードで大きく変化しており、社会構造の変化や技術革新への対応、地域課題の多様化等に対応した図書館サービスの見直しが喫緊の課題となっています。また、地域文化や産業振興、医療・福祉や子育て情報など、コミュニティを支える地域情報拠点としての機能はもちろん、未来を担う子どもたちの読む力、話す力、書く力を向上させ、豊かな感性や情緒をはぐくむ学習空間として、また、市民が憩い、それぞれの時間を過ごす「場」として機能することが求められています。

一方で、本市は子育てのまちづくりを市政推進上の重要な課題として掲げており、「家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育つ」を合い言葉に、家庭・学校・地域が相互に連携し、子どもたちの放課後及び休日における自主学習の場として、幅広い年齢層が集い、学び合う地域の学びの場として、また同世代又は異世代間の交流の場として、生涯学習の拠点である図書館の果たすべき役割が重要視されています。

現在の善通寺市立図書館は、昭和53年に開館し、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の学びたいと思う気持ちに寄り添い、市民の多様な知的好奇心や学習意欲に応える生涯学習施設として中心的な役割を担ってきました。

しかしながら開館から約40年が経過する中で、耐震改修が必要となるなど施設設備の更新が課題となっており、蔵書収蔵能力や閲覧席数の拡張、時代とともに多様化する市民ニーズへの対応など、図書館サービスの向上に向けた抜本的な改善ができない状況にあります。

こうした背景を踏まえ、平成30年4月に策定した「善通寺市新図書館整備基本構想」（以下「基本構想」という。）では、新図書館の基本コンセプトを「本と出会い、人がつながり、夢をはぐくむ図書館」とし、本をきっかけに、人が集い、学び合い、つながりが生まれる空間を実現するための基本方針を定め、新庁舎の複合施設として整備することとしました。

(2) 本計画の位置づけ

「善通寺市新図書館建設基本計画」（以下「本計画」という。）は、基本構想で示した新図書館の基本コンセプトを具体化するために、あるべき図書館像、サービス、施設、管理運営のあり方等について、その方向性を示すことを目的とするもので、基本設計、実施設計と具体化する際の指針として位置づけます。

第2章 新図書館の基本的な考え方

これからの図書館は、資料の閲覧・貸出・提供という従来の図書館サービスに加え、教育機関や他の施設と連携した生涯学習・地域文化活動の拠点、交流の場としての役割が期待されています。

新図書館は、「本と人」「人と人」が出会う空間としてだけでなく、すべての市民の営みを、本をはじめとした様々な情報・知識を通じて支援する空間として整備し、善通寺市を生きる人たちが夢をはぐくむことができる公共施設として機能することを目指します。

～ 本と出会い、人がつながり、夢をはぐくむ図書館 ～

基本方針① 「多様な情報に出会う場」

活字や映像による情報のほか、対話による生きた情報など、様々な形態の情報と出会うことによって、新たな発想や価値を創造し、自らの可能性を広げることができる図書館を目指します。

基本方針② 「文化活動・交流の場」

本や情報を通じて“語り合い”“伝え合い”“話し合う”ことにより、人が出会い、交流が生まれ、豊かな人生を創り上げることができる図書館を目指します。

基本方針③ 「語らい・触れあいの場」

子どもと一緒に本を読んだり、友人や仲間と待ち合わせて会話を楽しんだり、落ち着いた静かな空間で読書や調べ物をしたりと、誰もが気軽に立ち寄り、自分のスタイルで良質な時間を過ごせる、心やすらぐ居心地のよい図書館を目指します。

基本方針④ 「“知る楽しさ”を体感する場」

図書館が保有する様々な情報を活用し、市民が読書の楽しさを実感できる機会を積極的に提供します。また、図書館以外の身近な場所でのサービス提供等を進めることで、「手を伸ばせば本がある」状況を創出し、身近に本がある豊かなライフスタイルを提供する図書館を目指します。

基本方針⑤ 「好奇心をはぐくむ場」

必要な情報の収集はもとより、情報資源に的確にアクセスし必要な知識を得られるよう、図書館資料の活用方法を実際に「体験」しながら学ぶ機会を提供します。あわせて、図書館が持つ情報を積極的に発信し、善通寺市に住み、働き、あるいは学びにくるすべての人たちの好奇心をはぐくむ図書館を目指します。

第3章 新図書館に求められる機能とサービス

新図書館は、図書館サービスの中核としての機能を有する施設であることから、すべての市民に対して、多様かつ十分な資料情報を提供し、市民の知的欲求を喚起し充足する必要があります。

加えて、情報化の進展や市民活動の発展、超高齢社会の到来による生涯学習機会へのニーズの高まりなど、図書館に求められる役割も多様化しており、こうした状況に対応した図書館運営を効率的かつ効果的に展開していくことが求められています。また、新庁舎の複合施設として整備されることを踏まえ、まちの活性化やにぎわいの創出につながるようなサービスを提供することも求められます。

新図書館に求められる機能や主たるサービス内容について、市民ワークショップでの意見を踏まえ、以下のとおり整理します。

(1) 求められる機能

ア. 開架閲覧機能

本や図書館が持つ知識や情報を活用した地域課題の解決や世代ごとの図書館利用の推進を図る取組など、図書館本来のサービスについて具体的展開を推進します。

【市民ワークショップでの主な意見】

- ① 児童書、新刊書、芸術・文化関係図書、地域の歴史関係図書などの資料整備や蔵書の充実。
- ② 「おとなの読み聞かせ会」や「朗読会」、「図書館フェスティバル」などの読書活動イベントの開催。
- ③ 子どもたちによるブックレビューやお薦めコーナーなど、子どもたち自身が参画するイベントを通じた、子どもの読書への興味を引き出す取組の推進。

イ. 児童サービス機能

子どもの「生きる力」をはぐくむ自発的な読書活動を支え、親子がゆったりとした時間を過ごし、地域全体で子育てを支える場とするべく、子育て世代が求める情報の提供と空間創出を図ります。

【市民ワークショップでの主な意見】

- ① 子どもや保護者が気兼ねなく図書館を利用できるように、読み聞かせなどの専用スペースや、他の利用者とのタイムシェアなどの利用環境を整備。
- ② 家庭、地域、学校図書室や公民館図書室などと連携しながら、色々な場所で、色々な機会に読書に興味を持ってもらうきっかけづくりを図るとともに、市内の保育所、幼稚園や小学校と図書館を結ぶブックバスの巡回など、小さいときから本と触れ合える環境づくりが必要。

ウ. 学習機能

異なるニーズを持ち、年代も異なる多くの利用者の居場所となるよう、快適性に配慮し、いろいろな閲覧スペースを確保するなど、ゆとりある学習空間を確保します。

【市民ワークショップでの主な意見】

- ① 個人やグループでの学習など、お互いに学び合える空間の創出。

エ. 市民交流機能

「学びの場からつながる場へ」を具現化し、図書館を訪れた人が、様々な知識や情報、人と出会い、交流することができるような空間の創出を図ります。

【市民ワークショップでの主な意見】

- ① 図書館広場やブックカフェなどを設置し、市民の憩いの場を創出するとともに、利用者の世代や資料分野に応じて空間デザインを工夫し、誰もが使いやすく居心地のよい空間としてほしい。
- ② 本や人との交流を促進することにより、ふるさと善通寺が活性化する場を創出してほしい。

■ 整備イメージ例



エントランススペース/瀬戸内市民図書館



読み聞かせスペース/高梁市立図書館



児童書コーナー/瀬戸内市民図書館



カフェコーナー/美馬市立図書館

(2) サービスの基本方針

ア. 閲覧・貸出サービス

暮らしや仕事などの中での疑問・課題を解決するための資料、趣味や娯楽に関する資料、資格・就業・キャリアアップ等に関わる資料、調査・研究に関する資料といった様々な資料を求めて来館する利用者に対して、そのニーズに応じた資料を提供します。

また、郷土・歴史資料は、先人たちの営み、地域の歴史・文化を学ぶ上での貴重な情報源であり、市民共有の財産です。まちの魅力の再発見や地域活性化を進めるため、地域文化を保有・継承し、発信していく場づくりを行います。

イ. レファレンス（調査・相談）サービス

生活に役立つあらゆる課題の解決につながる資料や情報の提供を行うために、読書相談・資料相談の専用窓口を設置し、専門的な知識を持つ職員を配置するとともに、辞書・辞典類や統計書など豊富な参考資料を備えるなど、利用者が求めている資料を探す手助けや調査・相談機能の充実を図ります。

ウ. 予約・リクエストサービス

インターネットを利用した蔵書検索や資料予約サービスなど、利用者の多様な資料要求に的確に応じられるよう努めます。

エ. 視聴覚資料サービス

館内において視聴覚資料の試視聴が可能な設備・スペースを提供するほか、有料データベース等を整備したパソコンを設置し、利用者が自ら課題解決方法を探し出すことを可能とするような環境整備を図ります。

オ. 児童サービス

魅力ある絵本や子どもの興味・関心をはぐくむことができるような資料の収集に努め、子どもたちや親子が楽しく自由に過ごせる空間を提供します。特に児童サービスにおいては専門的な知識と豊富な経験を有する職員を配置し、子どもたちが本に親しみを感じ、自ら考え、学ぶ力をはぐくむ環境の充実を図ります。また、館内をはじめ、幼稚園や小・中学校へ出向いた読み聞かせや、乳幼児をもつ保護者にはブックスタート事業などを介して、本への関心を高めてもらうなど、子どもたちが本と触れあう場づくりに努めます。

カ. 青少年サービス

生涯学習の場として、10代を中心とする若者が参加型の活動場所となるような機能を重視しま

す。また、友人等と歓談できるスペースを確保するなど、中高生にとって利用しやすい施設とすることで、図書館利用や読書活動のきっかけづくりを目指すとともに、自分の意見や考えを表明できる場、自己認識できる場、社会での義務と責任を自覚する場としての機会の提供を図ります。

キ. 子育て世代へのサービス

図書館は、子どもたちにとって、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選んで、読書の楽しさを知り、知識を得ることができる場であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について司書に相談したりする場です。

子どもや保護者を対象とした読み聞かせ会や講座、展示会を実施するほか、読書活動を推進する団体や多様なボランティア活動などの機会の場として、きめ細やかなサービス提供に努めます。

ク. 高齢者サービス

読書を楽しんでもらうことはもちろん、趣味や健康に関する情報提供や、同世代及び異世代との交流を深め、生きがいつくりや生涯学習を推進する場として、ゆとりある時間を過ごせる空間を提供します。

ケ. 障がい者サービス

ユニバーサルデザインを施した施設整備とともに、録音資料や大活字本、点字資料の充実、資料利用を可能にする機器・機材の充実を図ります。また、関係機関やボランティア団体と連携しながら、手話などによるコミュニケーションの確保、朗読支援、移動支援、配本サービスなど、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

コ. 学校支援サービス

子どもの読書活動や学習活動を推進するうえで、学校図書室と図書館相互の連携・協力は不可欠です。図書の長期的な貸出や、読み聞かせなどの出前講座、調べ学習の支援などのほかに、司書教諭や学校図書室業務を担当する職員等への研修協力や情報提供などに積極的に努めます。

サ. ボランティア活動の推進

図書館だけでは賅いきれないサービスや情報を、市民ボランティアや市民団体、他の図書館等関係機関との連携により、幅広い利用者に提供していくとともに、図書館が持つ情報を行政部局や市議会で活用できるような体制整備に努めます。また、市内の民間事業者や文化施設との連携を進め、地域振興の推進や地域文化の創造・発展を図ります。

第4章 新図書館施設整備計画

(1) 新図書館の位置と規模

ア. 新図書館の配置計画

新図書館は、新庁舎の複合施設として整備します。

最も市民の利用頻度が高い窓口サービスを1階に集約配置し、図書館機能は2階に配置することとします。各機能が有機的に融合し、複合施設としての特性を最大限に発揮することで、歴史・文化の継承、交流・賑わいの創出、周辺施設への回遊性の向上などに資する複合施設の実現を目指します。

イ. 施設規模及び蔵書冊数

基本構想では、これからの図書館の在り方検討協力者会議による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」（平成24年8月）の「参考資料：2. 目標基準例」や、日本図書館協会図書館政策特別委員会による「公立図書館の任務と目標」（2004年3月改訂）の数値を参考に、以下の値を目標値として掲げます。

	目標値
延床面積	約 2,300 m ²
蔵書冊数	約 197,000 冊
開架冊数	約 127,000 冊

(2) 施設の整備方針

ア. すべての人の利用に配慮した施設づくり

- ・ すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- ・ 利用者の動線を考慮した機能配置やサイン計画とし、同時に職員がサービスを展開しやすい機能的な施設とします。

イ. 安全・安心に配慮した施設づくり

- ・ できるだけ人の目が届くよう、可能な限り死角が生じない空間づくりに配慮するとともに、それを補うセキュリティ機能を整備し、また、災害時に分かりやすい避難動線の確保に配慮することとします。

ウ. すべての市民に親しまれるうるおいとにぎわいのある施設づくり

- ・ 十分な資料提供のもと、ゆっくりと調べ物ができるよう、閲覧席の充実、落ち着いた居心地のよい空間の確保、長時間の利用に対する快適感・安心感を与える空間を創出するなど図書館機能の充実を図ります。
- ・ 内装等の木質化が可能な箇所への香川県産材の活用を検討します。

(3) 機能配置計画の方針

ア. エントランス

新図書館の玄関として、市民交流の場として親しんでもらえる空間となるよう配慮します。

イ. 開架スペース

新図書館のメインフロアには、「一般図書コーナー」「新聞・雑誌コーナー」「郷土・地域行政資料コーナー」「レファレンスコーナー（調査・相談）」「視聴覚資料コーナー」「サービスカウンター（案内・貸出・各種相談）」などのサービス機能を配置し、誰もが利用しやすく、分かりやすい書架配置とします。

ウ. 閲覧スペース

書架スペースに隣接した一体的な空間として整備するとともに、書架間にも椅子（スツール）等を設けて、自由に閲覧できるスペースとします。また、車いす使用者に配慮した閲覧席やタタミ敷きの閲覧スペースなど、利用者にとって快適でくつろげる閲覧スペースを設けることとします。

エ. 児童開架スペース

子どもたちが様々な本との出会いを楽しめるような空間にするとともに、一般図書コーナーとの関連づけも意識した配置とします。また、赤ちゃん連れでも安心して利用できるよう、「家族の間」として遮音が図れる空間や、子育て支援に関する資料を配架したり、授乳室を設けるなど、子育て世代が利用しやすいスペースとします。

オ. 学習スペース

個人が集中して学習できるスペースや、グループ学習に利用できるスペースを設けるとともに、ノートパソコンをはじめとする情報端末の館内持ち込み利用が可能となるような環境を整備します。

カ. 集いのスペース

講演会や各種イベントの開催にも対応し、郷土資料等の展示ギャラリーとしても機能する多目的のスペースや、読書会や共同学習など小グループで利用できる集いのスペースを設けます。

キ. 保存書庫

限られたスペースを効率的に活用できる書架配置とし、職員が出納業務を容易に行える配置とします。

ク. その他

子どもからお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れる市民の憩いの場、交流の場としての機能を確保します。

第5章 管理運営計画

(1) 管理運営計画の基本的考え方

新図書館の運営は、以下の考え方を踏まえた計画とします。

- ・より多くの市民の利用促進や、利用者同士の交流創出に向け、庁舎機能と図書館機能とが連携した施設運営を目指します。
- ・ライフスタイルや社会情勢の変化に伴い、多様かつ高度なサービスの提供や利用者利便性の向上が求められる一方で、より効率的な運営も求められることから、最新の機器や技術の導入など効果的・効率的な施設運営を目指します。

(2) 開館時間

現在の善通寺市立図書館の開館時間については、通年で9時から18時までとなっており、近隣市町と比較しても遜色のない水準です。

新図書館の開館時間については、多様化するライフスタイルや利用者ニーズ等を考慮し、平日は9時～19時、休日は9時～18時と、従来よりも平日の開館時間を延長することが望ましいと考えます。ただし、市役所のサービス面や運営時間との関係性、施設運営の効率化にも配慮しつつ、柔軟に対応する必要があります。

(3) 開館日数

現図書館は、毎月最終日、特別図書整理期間（秋期に10日程度）、年末年始（12月29日～1月3日）を休館日として運営しています。図書資料の定期的な整理など、一定の休館日は必要であることから、新図書館においても館内整理等の実施を考慮し、従来と同様の設定とします。

(4) 貸出点数・貸出期間

貸出点数や期間設定については、従来の運用でも特に問題はなく、新図書館においても、従来と同様に以下の計画とします。

項目	貸出点数		貸出期間
図書資料	図書・雑誌合わせて5点まで	全種類合計5点まで	15日以内
雑誌			
視聴覚資料	視聴覚資料全体で1点まで		8日以内

3. 組織体制

(1) 業務体制

新図書館の業務体制は、館長のもとに以下の3つの業務部門を置くこととします。

担当部門	業務内容
館長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括的業務 ・ 渉外的業務
管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定及び事業評価 ・ 利用規則、マニュアル類の作成・管理 ・ 教育委員会等行政部局との連携 ・ 図書館協議会の運営 ・ 公民館図書室との連絡調整 ・ 他自治体の図書館、関連機関等との連絡調整 ・ 図書館の広報（ホームページ運用も含む。） ・ 図書館システムの運用管理 ・ 職員の労務管理、研修 ・ 予算管理 ・ 施設管理 ・ その他庶務業務
サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロア管理（書架整理、配架、巡回、防犯等） ・ カウンター業務（利用登録、貸出・返却処理、予約・リクエスト受付、レファレンス対応等） ・ 集会、行事及び展示の企画運営 ・ ボランティアとの協働 ・ 相互貸借業務 ・ 団体貸出業務 ・ 学校連携業務
資料管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料の選書、発注、受入 ・ 書誌管理 ・ 蔵書点検 ・ 雑誌、新聞の選定、発注、受入 ・ 視聴覚資料の選定、発注、受入 ・ 保存管理、修理、除籍、廃棄、リサイクル ・ 電子資料管理

多くの情報が氾濫する今日、図書館の職員は、ただ本を貸し出すだけでなく、情報に対する付加価値をつけて利用者のニーズに応える必要があります。的確な情報の選択方法や読書案内、信頼できる情報の見極め方や探索方法の紹介、あるいは利用者に役立つ情報源の収集や整理、そしてこうした情報の発信などを行うことによって、サービスの質を高めることができます。このような職員が常時図書館にいて、利用者のニーズに応える体制が継続的にかつ安定的に保たれなければなりません。サービスの質を維持できる業務体制を整えた上で運営していく必要があります。

(2) 職員体制

現図書館は、一般非常勤職員を含む9名の職員で管理・運営を行っています。

〈職員の配置状況（平成30年4月1日現在）〉

役 職	人 数
図書館長	1名（一般職非常勤職員/司書1名）
事務員（市民会館と兼務）	1名（職員）
運営・施設管理担当	7名（一般職非常勤職員/司書4名）

図書館には、貸出、レファレンス、連携活動、資料収集など、様々な業務があり、それぞれを専門的に担当する職員を、司書資格者を含めて確保する必要があります。さらに、新図書館を核とした地域づくりなど、周辺施設や団体等との積極的な連携、市内外への情報発信等を行う場合は、さらなる運営体制の充実が求められます。

一律に職員数の算出根拠を示すことは困難ですが、これからの図書館の在り方検討協力者会議による「図書館の設置及び運営上望ましい基準の見直しについて」（平成24年8月）の「参考資料：2. 目標基準例」によると、将来展望を踏まえた本市の人口を32,000人とした場合、職員数は15名必要となります。さらに、文部科学省が平成27年度に実施した社会教育調査では、全国の図書館の1館あたり職員数（専任・兼任・非常勤・指定管理者含む）の平均は、約12名となっています。

ICタグによる貸出返却等の効率化など図書館システムの最新技術の積極的な導入や、指定管理による民間ノウハウを活用する場合は、運営業務の効率化を図ることもできるため、今後の施設の具体化や図書館全体の運営に係る検討に応じて、必要となる職員数、適切な運営体制を確立していく必要があります。

(3) 安全管理等への対応

南海トラフ地震の危険性が高まりつつある中で、地震等の自然災害への対応を進めることが必要であることは言うまでもありません。加えて、図書館内で発生しうる情報漏洩や犯罪、迷惑行為等の様々なリスクを想定した上で、それらのリスクを未然に防ぐとともに、リスク発生時に適切に対応できるような体制を構築することが必要です。

こうしたことから、危機管理マニュアルの作成や職員等に対する危機管理研修・訓練を継続的に実施していくことで、図書館の危機管理体制を構築していきます。

また、施設整備においては、書架等の耐震対策やユニバーサルデザインの徹底を図るとともに、館内の死角をできるだけ少なくする工夫や、防犯カメラの設置など、利用者の安全性を高める設備を充実します。

(4) 運営形態の比較検討

新図書館において多様かつ高度なサービスを提供するためには、専門性の高い職員を確保し、効率性の高い運営を行う必要があります。

高度なサービスを提供することで運営コストが増大することが予想されますが、行財政改革を進めている本市にとって、図書館新設における施設整備コスト、維持管理コスト、運営コストの削減は重要な課題であり、民間の運営ノウハウ導入等により、サービス向上とコスト削減を図るなどの検討が必要です。運営業務を民間に委ねることによる効果と課題は、以下のとおりです。

効果	<ul style="list-style-type: none"> ・運営コストの効率化が期待できる。(開館日の増加や開館時間の延長、新しいサービスの実施等に対応するには、ジョブローテーションによる特定職種の固定化・高齢化を抑制し、柔軟な勤務シフトを取れるノウハウが必要) ・行政が持っていない高度な専門知識や技術を確保することでサービス向上につながる。(技術革新に対応するには、民間が持つ最新の情報・ノウハウの活用が必要)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性の担保(公平で公正な利用環境の確保、個人情報の保護、適正な支出管理等) ・安定したサービス水準の継続的な確保(選書やレファレンス、ボランティア連携等の継続性)

現在、公立図書館の運営形態として「自治体直営」「一部業務委託」「指定管理者制度」の3つの形態があります。それぞれの利点と課題は、以下のとおりです。

	自治体直営	一部業務委託	指定管理者制度
利点	職員全員が指揮命令下にあり、迅速な意思決定のもと業務の統括や管理がしやすい。	業務ごとに専門性の高い受託者に任せることができる。	事業者の創造性が発揮しやすく、サービスの向上が図れる。
課題	行政制度上の制約(非常勤職員の雇用期間の制限等)により、専門的知識・経験を有する人材(司書)の継続的な確保が難しい。	自治体職員と受託者で業務が分断され、効率性が落ちる。	指定期間があり、業務の継続性が担保できない。

新図書館においては、適切な図書館サービスを提供しうる人材の育成、確保、専門知識の継続的な蓄積といった視点を重視しつつ、第4次善通寺市行政改革大綱において示されている民間活力の活用も含め、望ましい管理・運営形態のあり方について検討を進めます。

(5) 効率的な管理運営を図るための情報システム

図書館の管理及び業務運営を支援する情報システムの導入にあたっては、資料管理、登録者管理、検索機能、ネットワーク機能等、効率性と利便性を総合的に勘案のうえ、利用者の多様な資料要求に的確に応じることができるよう努めます。

また、現図書館で導入していないシステムのうち、最近の図書館で導入されている以下のシステムについては、費用対効果を慎重に検討するとともに、新図書館の設計段階で導入の可否を決定することとします。

ア. IC タグシステム

IC タグは、従来のバーコードと比べて、距離や障害物があっても情報を読み取ることができ、また同時に複数のタグを読み取ることができるため、貸出返却や蔵書点検をはるかに迅速に行うことができます。しかし、バーコードと比べて価値が高価となり、維持管理費の増大が懸念されま

イ. 自動貸出返却システム

利用者がカウンターを通さずに一度に複数冊の貸出や返却が行える機器システムです。利用者のプライバシーの保護、職員の省力化の観点からは有効ですが、費用対効果の精査が必要です。

ウ. 不正持出防止システム (BDS)

出口に設置したゲートを通過する際、図書資料の不正持出を検知するシステムです。特に代替のきかない貴重資料の持出防止のためには導入を検討する必要がありますが、図書資料の不正持出による損害と導入・維持費用を比較検討のうえ、導入の可否を検討するものとします。

(6) 市民や関係機関と連携したサービスの充実

新図書館だけでは賅いきれないサービスや情報を、市民ボランティアや市民団体、他の図書館等関係機関との連携により、幅広い利用者に提供していくとともに、図書館の情報を行政部局や市議会

で活用できるよう体制整備を整えます。また、市内の民間事業者や文化施設との連携を進め、地域振興の推進や地域文化の創造・発展を図ります。さらに、小・中学校における課題解決型の学習を充実させるため、学校図書室への支援機能を強化します。

第6章 事業計画

(1) 整備スケジュール

新図書館整備に向けて想定する今後のスケジュールは、以下のとおりです。

